

令和6年度募集

潮見坂平和公園合葬式墓地のご案内



申請期間

令和6年4月25日(木) ~ 5月31日(金)

募集数

共同埋蔵施設 1,200 体

個別埋蔵施設 100 体

申込の手順

申込期間	令和6年4月25日(木)から 令和6年5月31日(金)まで	令和6年度潮見坂平和公園合葬式墓地使用許可申請書に必要事項を記載のうえ、必要書類と共にお申し込みください。
抽選	令和6年6月10日(月)	
書類審査及び納入通知書送付	<p>●遺骨をお持ちの方 令和6年7月10日(水)までに送付します。</p> <p>●生前申請の方 令和6年8月9日(金)までに送付します。</p> <p>遺骨をお持ちの方を優先して送付します。 生前申請の方は、遺骨をお持ちの方の送付が終わってから送付します。</p>	<p>・「補欠」「落選」の方には抽選結果を通知します。</p> <p>・「当選」で必要書類がそろい、書類審査終了した方から順次納入通知書を送付します。</p> <p><u>※個別の問い合わせには回答しませんので、事務所に問い合わせはしないでください。</u></p>
使用許可の決定 使用許可証送付 (以下遺骨持参者のみ)	入金確認次第随時送付	入金が確認できた方から随時使用許可証を送付します。
納骨手続	使用許可証送付から随時	遺骨と火葬許可証等(使用許可証)を持参して納骨手続します。

※ 「補欠」は、「当選」の方が辞退した場合に、順次繰り上げて「当選」とします。

1 合葬式墓地の特色

- (1) 合葬式墓地は、1つのお墓に多くの遺骨(焼骨)を共同で納骨する形式の墓地です。市が遺骨を預かり、永代にわたって管理します。供養や宗教儀式は行いません。
- (2) 一度納骨した遺骨について、権利の承継をする必要はありません。お墓を受け継ぐ方のいない方でも使用できます。
- (3) 樹木に囲まれた自然豊かな立地の中で、オガタマの木をシンボルツリーとし、合葬式墓地は芝生敷きとしています。春夏秋冬の季節の変化の中で、自然の中に還るよう、安心して利用いただけます。



オガタマの木



2 募集数と1体当たりの使用料金

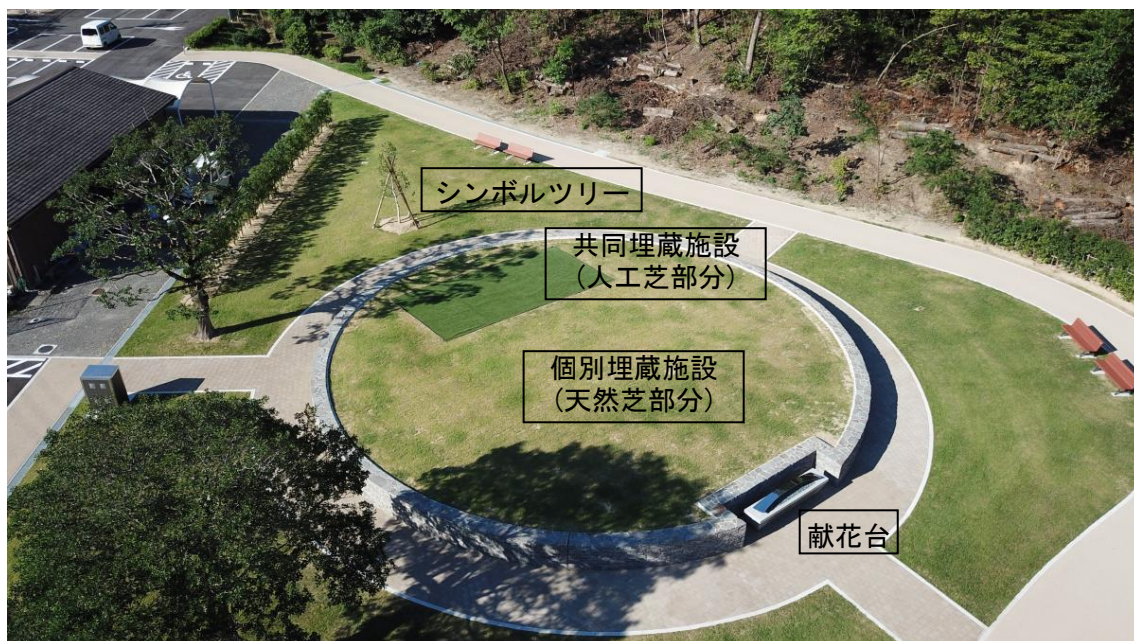
方式	募集数	遺骨	合計	内訳	
				永代使用料	永代清掃料
共同埋蔵施設	1,200 体	遺骨所持	市内 55,000 円	35,200 円	19,800 円
		生前申請	市内 55,000 円	35,200 円	19,800 円
		遺骨所持	市外 72,600 円	52,800 円	19,800 円
個別埋蔵施設	100 体	遺骨所持	市内 125,400 円	105,600 円	19,800 円

- (1) 今回の募集は、先着順ではありません。申請期間終了後に、使用者を決定します。応募数が募集数を超えた場合は、抽選で使用者を決定することがあります。なお、合葬式墓地については、今後も継続して募集をしていく予定であり、今回の募集の後、申請状況に応じて、共同埋蔵施設について随時での募集を検討します。
- (2) 永代使用料と永代清掃料でそれぞれ納付書を送付しますので、2枚とも金融機関等で納付してください。
- (3) 申請者が申請時に春日井市に住民登録があり、在住している方が申請する場合は、市内区分となります。また、この条件に該当しない場合でも、納骨される方が死亡時に春日井市に住民登録があった方の場合は、市内区分とします（死亡時の住所を確認できる書類が必要となります。）。
- (4) ほかのお墓から遺骨を移すこと（改葬）も可能です。この場合は、お墓のある市区町村で改葬許可証を取得する必要があります。
- (5) 改葬等で遺骨の区別ができない場合は、既定の容器に入る限り、1体としてみなすことができるものとします。また、この場合で申請者が市外の方の時は納骨される方が1人以上死亡時に春日井市に住民登録があった場合は、市内区分とします。

※ 令和5年度実施結果

	募集数	応募数	当選数
共同埋蔵施設	180 体	1,155 体	180 体
個別埋蔵施設	20 体	90 体	20 体
合計	200 体	1,245 体	200 体

3 埋蔵方法



<p>(1) 共同埋蔵施設 人工芝の下に大きな穴(カロート：遺骨を納める場所)が造成してあり、他の方の遺骨と一緒に納骨する方式です。カロート底面に骨袋を敷き詰めた後に土を敷き、骨袋が上下に接しないようにするとともに土に還るようにします。</p>	
<p>(2) 個別埋蔵施設 墓地敷地内に、骨袋に移し替えた遺骨を1袋ずつ納骨する方法です。天然芝に一定間隔で穴を掘り、納骨していきます。</p>	

(3) 共通の注意事項

- ・骨壺から遺骨を骨袋に移し替えて納骨します（納骨手続き後に市で移し替えを行います。）。
- ・納骨した遺骨は返却できません。
- ・納骨手続き後に遺骨を預かり後日職員が納骨しますので、申請者やご親族が納骨に立会うことはできません。
- ・施設正面に設けられた献花台から、墓参してください。

- ・乾燥すると火災の恐れがありますので、線香など火の使用はご遠慮ください。

4 申込資格

方式	区分	資格
共同埋蔵施設	生前申請を希望する方 【生前申請】	○申込時に春日井市の住民登録があること ○申込時に満 65 歳以上※であること ○自身の死亡時に合葬式墓地への納骨を希望する方
		○遺骨を所持していること(改葬可) ○祭しを主宰する者であること
個別埋蔵施設	遺骨を持っている方 【遺骨所持】	○申請時に春日井市の住民登録があること（又は死亡時に春日井市に住民登録があった方が納骨される方であること） ○遺骨を所持していること(改葬可) ○祭しを主宰する者であること

※ 生年月日が 1959(昭和 34)年 6 月 1 日以前の方

※ 生前申請は、申請者自身の納骨についてしか申込することができません。

※ 遺骨をお持ちの方の申請者は祭しを主催する方ですので、納骨される方 1 人につき複数の方が申請することはできません。

5 応募期間と募集方法

令和 6 年 4 月 25 日（木）～ 5 月 31 日（金）

(1) 直接持参

受付場所：潮見坂平和公園管理事務所

受付時間：8 時 30 分～17 時

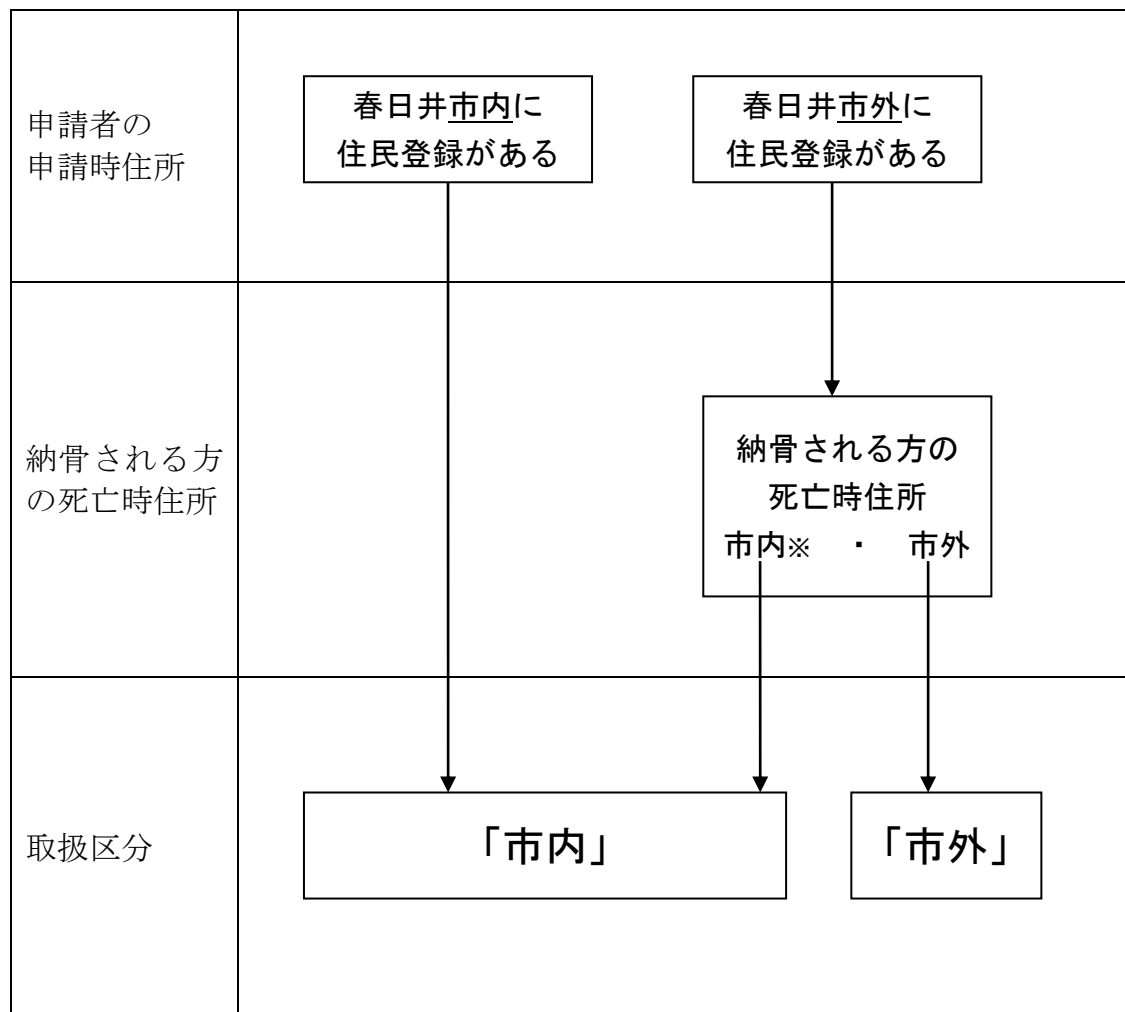
休業日：毎週月曜日(月曜日が祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日。したがって、4 月 29 日(月・祝)及び 5 月 6 日(月・祝)は開所し、翌 4 月 30 日(火)及び 5 月 7 日(火)に休業します。)

(2) 郵送（申込期限内必着）

送付先：〒486-0812 春日井市大泉寺町字大池下 292 番地
潮見坂平和公園管理事務所

○ 申込区分について

申請者が申請時に春日井市に住民登録があり、在住している方が申請する場合は、市内区分となります。また、この条件に該当しない場合でも、納骨される方が死亡時に春日井市に住民登録があった方の場合は、市内区分とします（死亡時の住所を確認できる書類が必要となります。）。



※ 火葬許可証、改葬許可証、死亡時の住民票又は戸籍の附票等により、死亡時の住所が春日井市であったことが証明できること。なお、もともと春日井市内在住だったが、病院の転院等で市外在住者となった後で死亡した場合などやむをえない事情がある場合は、ご相談ください。

※ 改葬等で複数体をまとめるときは、1体でも市内在住であれば「市内」扱いとします。

6 必要書類

(1) 「遺骨所持」の方

申請可能施設

方式	料金	内訳	
		永代使用料	永代清掃料
共同埋蔵施設	市内 55,000 円	35,200 円	19,800 円
	市外 72,600 円	52,800 円	
個別埋蔵施設	市内 125,400 円	105,600 円	19,800 円

必要書類

① 申請書

② 火葬許可証等遺骨の存在の分かるものの写し

※ 他墓所又は納骨堂に遺骨がある場合は、改葬許可証、埋蔵（収蔵）証明書、納骨証明書又は使用許可証等の裏書等納骨されていることが証明できるもの。申請期間中に取得が難しい場合は「遺骨の存在のわかるものに関する申立書」を提出してください。

③ （市外在住の方）申請者の住民票（本籍記載・3カ月以内に発行のもの・コピー可）

④ （市外在住で取り扱い区分「市内」を希望する方）火葬許可証等納骨する方の死亡時の住所の分かるもの（②でわかるときは別に用意する必要なし。コピー可）

(2) 「生前申請」の方

申請可能施設

方式	料金	内訳	
		永代使用料	永代清掃料
共同埋蔵施設	55,000 円	35,200 円	19,800 円

※ 生前申請は、申込時に春日井市内在住で満65歳以上の方が、自身の死亡時に合葬式墓地への納骨を希望する場合に、共同埋蔵施設に限り申込できます。

必要書類

① 申請書

7 納骨手続について

- (1) 合葬式墓地には、火葬された焼骨以外を納骨することはできません。土葬のお墓から改葬する場合は、あらかじめ火葬場にて火葬していただく必要があります。
- (2) 合葬式墓地使用許可証（以下「使用許可証」という。）が届いた後で、潮見坂平和公園管理事務所に遺骨の入った容器と火葬許可証又は改葬許可証をお持ちいただき、納骨手続きをしてください。その際、使用許可証をお持ちいただくと手続き時間が短縮されるのでご協力をお願いします。
- (3) 納骨にあたっては、外寸が幅及び奥行 22cm 以内、高さ 26cm 以内で材質が陶磁器等一時的に保管できる容器に遺骨を入れてお持ちください（骨壺は管理事務所でも販売しています。）。
- (4) 遺骨を入れてお持ちいただいた容器等は市で廃棄します。
- (5) お持ちいただく容器の中には遺骨以外のもの（遺品、記念品又は副葬品等）を入れないでください。容器に遺骨以外のものがあつた場合は、市で廃棄します。
- (6) 納骨は、遺骨をお預かりした後に、市が行います。納骨に申請者又は御親族等が立ち会うことはできません。
- (7) 埋蔵場所は、市が決定します。場所の選定や変更はできません。
- (8) お骨は、合葬式墓地に納骨後は返却できません。

8 墓参について

- (1) 献花台には供花以外の供物及び塔婆を置くことはできません。
- (2) 供花は、墓参後のお持ち帰りにご協力いただくようお願いいたします。献花台に残された供花は、市で処分します。
- (3) 多数の遺骨が納骨される施設ですので、他の使用者に迷惑をかけないよう、譲り合って墓参してください。
- (4) お盆（8月 13 日～15 日）・お彼岸（春分の日・秋分の日）の 10 時～14 時頃は、墓参する方の自動車で大変混雑し、渋滞します。可能であれば、日時をずらして墓参いただく等の混雑緩和にご協力いただきますようお願いいたします。
- (5) 乾燥すると火災の恐れがありますので、線香など火の使用はご遠慮ください。

よくある質問

○合葬式墓地とは

・合葬式墓地とはどのようなものですか？

合葬式墓地は、1つのお墓に多くの遺骨(焼骨)を共同で納骨する形式の墓地です。市が遺骨を預かり、永代にわたって管理します。市が運営しますので、供養等の宗教儀式は行いません。

・合葬とはどういう意味ですか？

合葬(がっそう)とは、他の人の焼骨と一緒に合同で納骨することです。合祀(ごうし)ともいいます。

・樹木葬ですか？

施設名としては樹木葬と呼称してはいません。ただ、緑に囲まれた立地であり、シンボルツリーもありますので、樹木葬の要素もあると思います。

・永代供養ですか？

供養という宗教儀式を市が行うわけではありませんので、永代供養ではありません。永代にわたって焼骨を預かる永代管理の施設です。

・納骨した場所に石碑等を置きますか？

納骨場所に墓碑等は置きません。現在の形が完成形です。あくまでも合葬式墓地全体が1つのお墓(墳墓)で、その中に他の人と一緒に合同で納骨するものです。

・納骨者の記名板はありますか？

納骨された方の氏名等を記載・刻字する記名板はありません。

管理事務所に問い合わせいただいた場合は、納骨されているか回答します。ただし、申請者(納骨者)から第三者からの照会に対して回答してほしくないと申し出ている方は除きます。

・見学はできますか？

自由に見学することができます。

○申込

・どのような宗教・宗派の人でも申込できますか？

宗旨宗派を問わない、特定の宗教の様式ではないお墓ですので、申込資格を満たす方であればどなたでも申込できます。

・今あるお墓からお骨を移したい（改葬したい）です。今のお墓には複数のお骨が入っていますが、料金はどうなりますか？

基本的には1体当たりで料金を設定していますが、例外として改葬等で遺骨の区別ができない場合は、既定の容器に入る限り、1体として扱います。骨壺1つで提出する場合は1体分の料金、入りきらずに2つで提出する場合は2体分の料金（2体分の申請が必要）となります。

既定の容器の大きさは、幅及び奥行き 22cm×高さ 26cm 以内のもので、おむね7寸壺までですのであらかじめ遺骨の量を確認しておいてください。

・生きているうちに申請することはできますか？

春日市内在住の方で、満65歳以上の方は、自分のために申請することができます（「生前申請」といいます）。自分の死後、市に自分の焼骨が提出されたときに、焼骨を合葬式墓地に納骨することを委託する、という死後事務委託の形式をとっていますので、個人単位での申請になります。夫婦又は家族で申し込みたい場合でも、それぞれの方で申請をしてください。

・生前申請をした場合、自分が死んだときにお骨を回収してもらえますか？

市がお骨を直接回収することはありません。残された方に死後の納骨方法を強制することはできませんので、親族や遺族の方等に潮見坂平和公園合葬式墓地に納骨する権利があることと、自分が死んだ後で納骨をしてもらえるようよく話し合いをしておいてください。

・個別埋蔵施設と共同埋蔵施設を同時に申込できますか？

祭祀(さいし)主宰者がお骨を持つ方になりますので、納骨される方1人につき複数の方が申請するようなことはできません。このようなことが判明した場合は、申請取下げ又は申請内容を修正するよう連絡し、指示に従わない場合はすべての申請を無効又は不許可とします。

・合葬式墓地の募集は、今回で終わりですか？

現在の合葬式墓地は、合計10,000体(個別埋蔵施設1,000体、共同埋蔵施設9,000体)納骨できるよう設計されていますので、今後も引き続き募集をする予定です。また、現在の合葬式墓地が募集し終わった場合は、同規模の施設を設置できる用地を確保しています。

・抽選ですか？

令和6年度の募集については、抽選を前提として受付します。

結果として受け入れ可能であった場合は、全員当選とすることもあります。

なお、今回の募集の後、申請状況に応じて、共同埋蔵施設について随時での募集を検討します。

・抽選結果の公表はどのような方法ですか？

申込みをした方全員に結果を郵送します。

○納骨

・夫婦一緒に入れますか？

大きなお墓の中に一緒に入るという意味では一緒ですが、納骨する時期がずれると合葬式墓地の中での納骨場所は変わってしまいます。

どうしても合葬式墓地の中でも同じ場所にしてほしいということであれば、2人とも亡くなった後で、2つの容器で同時に提出された場合は、それぞれで袋に入れて、隣り合うよう配置を配慮します。また、1つの容器に区別ができない状態で提出された場合は、1つの袋に入れて納骨します(容器は、幅及び奥行き 22cm×高さ 26cm 以内のものでおおむね 7 寸壺までの大きさに限ります。)

・先に配偶者を納骨した後で、自分が死んだときには先に配偶者を納骨した場所に納骨できますか？

順番に納骨していきますので、後から先に納骨した方の場所に納骨することはできません。あくまでも大きなお墓の中に一緒に入る施設であるご理解ください。

・許可された後、いつまでに納骨しないといけませんか？

遺骨があるとして申請した方については、おおむね申請した年度内に納骨手続きをしてください(改葬等で準備に時間がかかる場合がありますので、そのような場合はご相談ください。)

まだ納骨したくないが権利だけ先に欲しいという方は、今後も募集はしていくため、申込の時期によって募集がなくなるなど不利になることはありませんので、納骨を決めてから申込してください。

生前申請の方は、申請者が亡くなった後で遺骨をお持ちください。親族や遺族の方等に潮見坂平和公園合葬式墓地に納骨する権利があることと、自分が死んだ後で納骨をしてもらえるようよく話し合いをしておいてください。

・骨壺ごと納骨しますか？

骨壺から出して、骨袋に入れて納骨します。

・一度納骨したお骨は取り出せますか？

一度納骨したお骨を取り出すことはできません。一度納骨したお骨は取り出せないことを納得した上で申込してください。

・納骨された場所をおしえてもらえますか？

納骨日とおおむねの納骨位置を通知します。

○墓参

・供養はしてもらえますか？

市は、供養等の宗教儀式を行いません。
供養は、それぞれの方で行ってください。

・納骨時や1周忌等の節目の時に、お寺に法要を依頼してもいいですか？

納骨時に立会いをすることはできません(日付の指定もできません)ので、ご了承ください。

納骨後や節目の時期に、独自に法要などを行う場合は、様々な方が使用する施設になりますので、他の方の迷惑にならないよう配慮してください。

・近くでお参りしたいので上ってもいいですか？

合葬式墓地の上には登らないでください。

・焼香やお花はどのようにすればいいですか？

花については、施設正面に設けられた献花台で、墓参してください。

線香等は、火災の危険がありますので使用しないでください。特に冬になると芝生が乾燥して燃えやすくなっており大変危険です。

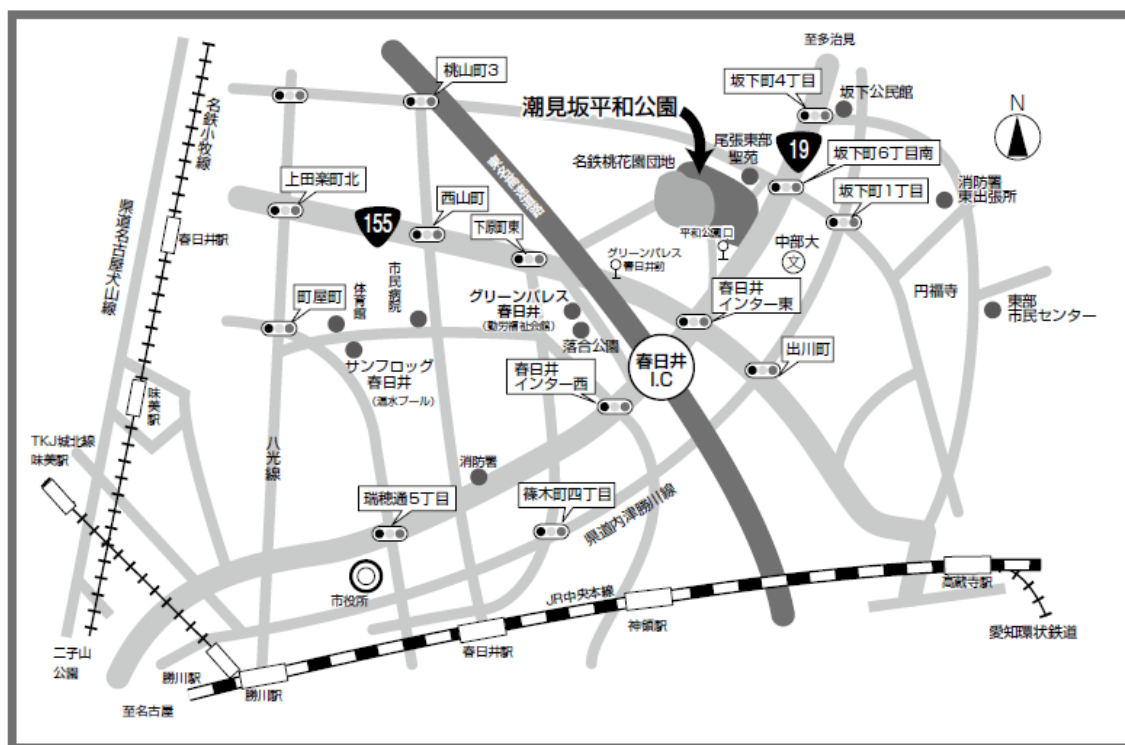
献花台には供花以外の供物及び塔婆等を置かないでください。供花は、墓参後のお持ち帰りにご協力ください(献花台に残された供花は、市で処分します)。

○その他

・すでにお墓を持っています。合葬式墓地に申込みするにあたって、お墓はどうすればよいですか？

お骨をすべて合葬式墓地に移動(改葬)して既存のお墓が不要となった場合は、墓碑等を撤去して墓じまいする必要があります。潮見坂平和公園の場合は、原状回復して返還届を提出することになりますので、管理事務所までお問合せください。潮見坂平和公園以外の墓地については、当該墓地の管理者にお問い合わせください。

交通案内



□ 自動車の場合

東名高速道路「春日井インター」出口より、国道 19 号多治見方面へ約 1,100m、左側道へ

□ 公共交通機関（かすがいシティバス）の場合

JR 高蔵寺駅(南口)より 1 東北部線春日井市役所行き約 38 分「平和公園口」下車、北へ約 700m

■ 問い合わせ先

潮見坂平和公園管理事務所（潮見坂平和公園内）

住 所：〒486-0812 春日井市大泉寺町字大池下 292 番地

電 話：(0568)84-4444 FAX：(0568)85-3451

休業日：毎週月曜日（月曜日が祝休日の場合は、その直後の休日でない日）
年末・年始（12/29～1/3）

業務時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（受付は午後 5 時まで）

Web: <https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/machi/park/shiomizaka/index.html>